

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現ウ 児童ポルノ対策の推進**1 主な施策の取組状況**

- 警察庁では、安心ネットづくり促進協議会に参画し、児童ポルノ対策に必要な情報の提供や助言、同協議会の実施する施策に参画した。また、児童ポルノ流通防止対策専門委員会が、児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として選定した一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会にURL等の情報提供を行った。
- 警察では、児童ポルノの根絶に向け、関係機関・団体等と緊密な連携を図りながら、ファイル共有ソフト利用事犯、低年齢児童を対象とした児童ポルノ愛好者グループ、DVD販売グループ等に対する取締りの強化、広報啓発活動、児童ポルノ発見時におけるサイト管理者等に対する速やかな削除依頼の実施等児童ポルノの流通・閲覧防止対策等を推進している。

**2 取組結果に対する評価**

- 警察庁では、一般のインターネット利用者等から、違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンター（IHC）の運用を、平成18年6月から開始した。  
IHCで、平成25年中に受理した児童ポルノ公然陳列情報は3,056件であり、平成24年（2,935件）と比べて121件（+4.1%）増加した。  
IHCからサイト管理者等に対して削除を依頼した児童ポルノ公然陳列情報408件のうち391件（95.8%、前年比+3.0P）が削除されており、インターネット上に流通している児童ポルノ画像の排除に繋がった。
- 警察庁では、IHCと同様に一般のインターネット利用者から受け付けた違法情報・有害情報に係る警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行う一般社団法人セーフターインターネット協会（SIA）からもIHCを通じて違法情報の通知を受けるなど、連携を図った。
- 児童ポルノ事犯については、取締りの強化により、平成23年中、1,455件、24年中、1,596件、25年中、1,644件と送致件数が増加している。
- プロバイダによる児童ポルノのブロッキングについてアドレスリスト作成管理団体に情報提供を行ったり、ICSA及び一部ISPの協力を得て、平成26年4月からファイル共有ソフトネットワーク上の流通・閲覧防止に向けた取組を開始するなど、関係団体との連携が進んでいる。

**3 今後の方向性、検討課題等**

- 今後も、関係機関、団体と連携し、インターネット上の児童ポルノ画像の排除を推進する。
- インターネット上に拡散した児童ポルノ情報の削除については、迅速な対応が求められるところ、通報窓口であるIHCの周知を図る必要がある。
- 今後も、「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、児童ポルノ事犯の取締りを強化するほか、関係行政機関・事業者等と連携した諸対策を推進する。

#### 4 参考データ、関連政策評価等

##### ○ IHCにおける児童ポルノ公然陳列情報の削除状況等

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
件数	5,188	3,694	2,935	3,056
削除依頼件数	2,250	860	278	408
削除完了件数	1,748	828	258	391
削除率	77.7%	96.3%	92.8%	95.8%

(出典) インターネット・ホットラインセンター「統計情報」により作成

##### ○児童ポルノ事犯の送致状況

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
送致件数 (件)	1,342	1,455	1,596	1,644
ファイル共有ソフト利用事犯	156	368	519	507
送致人員 (人)	926	1,016	1,268	1,252

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画(施策名) (3) 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
ウ 児童ポルノ対策の推進

<b>1 主な施策の取組状況</b>  児童ポルノサイトのブロッキングはインターネット利用者の通信の秘密や表現の自由に不当な影響を及ぼさない運用に配慮することが重要であり、ISPの規模に見合った精度の高いブロッキング方式の開発・実証を行い、その導入に向けた支援・環境整備を行うために、「児童ポルノサイトのブロッキングに関する実証実験」を実施した。
<b>2 取組結果に対する評価</b>  上記施策はブロッキングの実効性向上に向けた環境整備を行うものであり、インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策の推進を行ったと評価できる。
<b>3 今後の方向性、検討課題等</b>  児童ポルノサイトのブロッキングについて、児童ポルノ対策の必要性及びその一環としてのブロッキング導入の具体的方策について普及啓発を実施していく必要がある。
<b>4 参考データ、関連政策評価等</b>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第3分野 男性, 子どもにとっての男女共同参画(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
ウ 児童ポルノ対策の推進

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年 5 月に策定された「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、引き続き児童ポルノ関連事犯に対して、児童買春・児童ポルノ禁止法等の積極的な適用を通じて、厳正な科刑の実現に努めている。</li> <li>・平成 26 年 6 月、議員立法により児童買春・児童ポルノ禁止法が一部改正され、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノ又はその電磁的記録を所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設された。</li> </ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第二次児童ポルノ排除総合対策」を策定し、関係各省庁が連携して児童ポルノ事犯の取締りの強化を図っている。</li> <li>・罰則の新設により、児童ポルノ事犯の取締りの強化、厳正な科刑の実現に資することができる。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童ポルノ事犯に対しては、「第二次児童ポルノ排除総合対策」に基づき、関係各省庁が連携し、法改正の趣旨を踏まえ、新設された罰則の適用を含め、今後も適切に対処する。</li> </ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 25 年の児童ポルノ事犯の新規通常受理件数は、1,846 件、起訴件数は 1,004 件（うち公判請求は 414 件）であり、厳正な処罰を実現するよう努めている。（※男女別の数値を把握していない。）</li> </ul>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
ウ 児童ポルノ対策の推進策

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>児童買春等の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>児童相談所における性的虐待相談対応件数：計画策定時 1,350 件 ：平成 24 年度 1,449 件</p> <p>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 79 号) が施行され、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議による被害児童保護施策の定期的な検証・評価を実施することが明記されたことを踏まえ、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の検証・評価については、平成 26 年 9 月 1 日の社会保障審議会児童部会において、本児童部会で被害の現状等を議論いただくこととなった。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>引き続き当該施策を実施していく。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について****(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画****(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現****ウ 児童ポルノ対策****1 主な施策の取組状況**

- ・青少年のインターネット利用に係る効用、トラブル、フィルタリングの概要等についてとりまとめた啓発資料を作成し、青少年・保護者・教職員を対象として、学校等で開催したフィルタリング普及啓発セミナーを継続して開催。
- ・平成24年度からは、フィルタリング普及啓発セミナーに加え、地域の指導者等向けセミナーを開催し、インターネット接続機器等に関する理解促進を支援。
- ・平成22年度に策定した望ましいフィルタリング提供の在り方についての判断基準を踏まえ、平成23年度から継続して、青少年によるインターネット接続機器の利用実態調査を実施。結果は事業者にフィードバックし、当該基準に準じた自主的かつ主体的な対応を推進。
- ・平成24年度から年2回、事業者によるインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況の調査を実施。

**2 取組結果に対する評価**

- ・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーを相当回数実施。
- ・フィルタリング普及啓発セミナー後のアンケートにおいて、セミナー内容を理解したとする回答の割合は、いずれの受講者区分においても9割程度と高かった。
- ・インターネット利用実態調査の結果、フィルタリングソフト利用率は向上傾向にある。
- ・直近のインターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査の結果、対象機種全てについてフィルタリング対応措置が取られている。

**3 今後の方向性、検討課題等**

- ・フィルタリング普及啓発セミナー等について、インターネット利用環境の変化に応じ、啓発資料及び啓発講座の内容を更新しつつ、引き続き開催し、フィルタリング利用及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止の推進に努める。
- ・インターネット接続機器の利用実態調査の結果を踏まえ、引き続き、フィルタリングを利用しやすく児童ポルノ画像等の流通・閲覧が防止される環境の整備を推進する。
- ・引き続き、機器ごとのフィルタリング対応状況調査を実施し、事業者によるフィルタリング提供及び児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止措置を推進する。

#### 4 参考データ、関連政策評価等

・フィルタリング普及啓発セミナー及び指導者等向けセミナーの開催実績

	22年度	23年度	24年度		25年度	
フィルタリング普及啓発セミナー	58回	40回	30回	3,709人	15回	1,772人
指導者向けセミナー			11回	247人	20回	478人

※男女別の集計は行っていない。

・フィルタリング普及啓発セミナーのアンケートで「内容を理解した」とするアンケート回答した割合

	保護者	教職員	小学生	中学生	高校生
平成24年度	87.6%	88.8%		87.1%	90.9%
平成25年度		91.2%		95.6%	87.1%

※男女別の集計は行っていない。

・青少年のインターネット利用実態調査結果

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
機器全体におけるフィルタリングソフト利用率	21.8%	25.4%	37.6%

※男女別の集計は行っていない。

・インターネット接続機器ごとのフィルタリング対応状況調査結果（平成26年5月）

対象機器	URL任意入力可能機種	措置内容		
		ソフト組込	利用誘導※	プロキシサーバ方式
デジタルテレビ	99機種	0機種	0機種	99機種
パーソナルコンピュータ	157機種	139機種	18機種	0機種
タブレット端末・携帯音楽プレーヤ	28機種	16機種	12機種	0機種

※ブラウザのブックマークやデスクトップにフィルタリングソフトのリンクや紹介を配置する等

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

## (分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

## (施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

## エ 児童買春対策の推進

## 1 主な施策の取組状況

## ① 被害児童等に対する適切な対応

- ・ 少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能等を有する少年補導職員等が、心理学等の専門家からアドバイスを受けながら、被害児童に対してカウンセリングを実施したり、関係機関と連携して家庭環境の調整を行うなど、被害児童に対する継続的支援を実施している。
- ・ 少年や保護者等からの悩みや困りごとの相談に応じ、心理学や教育学の専門知識を有する職員や少年非行の取り扱いの豊富な職員が、親身に指導・助言を行っている。面接のほか、気軽に相談できるよう、「ヤングテレホンコーナー」等の名称でフリーダイヤルの電話や電子メールでも相談に応じている。

## ② 啓発活動の推進等

- ・ 進学、進級時期における保護者説明会等を活用し、フィルタリングの普及促進等に関する啓発活動を推進した。
- ・ コミュニティサイト等に起因する福祉犯被害の増加等を踏まえ、警察庁より、各都道府県警察宛に、保護者への啓発活動の強化、携帯電話事業者に対する要請の徹底、児童に対する情報モラル教育の推進等を指示した（平成25年12月）。
- ・ 携帯電話事業者に対し、携帯電話契約時等における保護者へのフィルタリングの説明強化について要請した（平成26年1月）。
- ・ 保護者向けの啓発用リーフレット「STOP! ネット犯罪」を約270万部作成し、全国の保護者に配布した（平成26年3月）。
- ・ 児童による不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、児童と接触して直接注意・指導する「サイバー補導」を推進した。
- ・ 警察では、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、警察やプロバイダ連絡協議会等が主催する研修会や学校の授業等の機会を利用した講演のほか、警察庁ウェブサイト、広報用パンフレット、情報セキュリティ対策DVD等により、サイバー犯罪の手口やインターネット上の違法情報・有害情報の現状、対策等について周知を図っている。
- ・ 警察庁において「出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状」について半期ごとに調査し、その調査結果を関係機関と共有するとともに、関係事業者に対して実効性あるゾーニングの導入やミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかけている。



## 2 取組結果に対する評価

### ① 被害児童等に対する適切な対応

- ・ 被害児童に対する継続的支援を実施するなど、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図った。
- ・ フリーダイヤルでの電話相談や電子メールによる相談の受付等、相談を行いやすい環境の整備が図られている。

### ② 啓発活動の推進等

- ・ 児童買春事件の送致事件に係る被害児童数は減少傾向にあり、平成 22 年の 741 人から平成 25 年には 462 人まで減少している。
- ・ 「青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）」によると、フィルタリングの利用率は、平成 22 年度に 59.6%、平成 24 年度には 63.5%と上昇していたが、平成 25 年度にはスマートフォンの普及等を背景に 55.2%に減少した。
- ・ コミュニティサイトに起因する犯罪被害児童数は、平成 22 年度に 1,239 人、平成 24 年度には 1,076 人と減少傾向にあったが、平成 25 年度には無料通話アプリの ID を交換する掲示板（以下「ID 交換掲示板」という。）による被害等を背景に 1,293 人に増加した。
- ・ 近年、スマートフォンの急速な普及等を背景に、コミュニティサイトに起因して犯罪被害に遭った児童が増加傾向にあるほか、インターネット上における違法情報・有害情報が依然として後を絶たない現状にあることなどから、今後もより一層、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るための広報啓発を行うことが重要である。
- ・ 出会い系サイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成 22 年中は 151 人であったが、平成 25 年中は 71 人に減少した。一方、コミュニティサイトに起因して児童買春の被害に遭った児童は、平成 22 年中は 214 人であったが、平成 25 年中は 226 人に増加した。  
コミュニティサイトに起因する被害児童の増加の要因は、平成 25 年上半期以降、ID 交換掲示板利用に起因する犯罪被害の増加によるものである。

## 3 今後の方向性、検討課題等

### ① 被害児童等に対する適切な対応

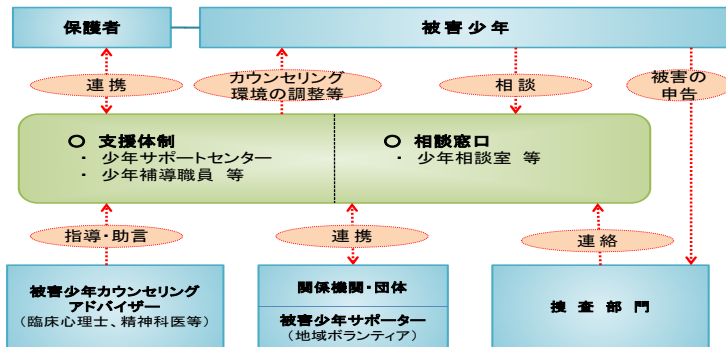
- ・ 引き続き、被害児童の心身の状況に応じた適切な対応を図っていく。
- ・ 引き続き、少年相談体制の充実を図っていく。

### ② 啓発活動の推進等

- ・ 特に、スマートフォン等が児童にも急速に普及しており、インターネット利用に係る児童買春事件が多く発生していることを踏まえ、児童に対する情報モラル教育を更に強化していく。
- ・ スマートフォン等の普及を踏まえ、保護者への啓発活動、携帯電話事業者に対する要請、児童に対する情報モラル教育を更に推進する。
- ・ 引き続き、サイバー空間における犯罪被害から児童を守るため、犯罪被害の実態やインターネットの危険性等に関して、リーフレットの作成、警察庁ホームページへの掲載等による広報啓発活動を推進する。
- ・ 今後も、サイト事業者等に対しては、実効性あるゾーニングの導入やコミュニティサイトのミニメールの内容確認を始めとするサイト内監視体制の強化等の諸対策の推進を働きかける。  
無料通話アプリ事業者等に対しては、ID 交換掲示板対策として、ユーザーの年齢情報を活用した児童の ID が検索できないシステム（ゾーニング）の導入等自主的な取組の要請や関係機関等と連携したスマートフォンを中心としたフィルタリングの普及促進を図っていく。

#### 4 参考データ、関連政策評価等

- ① 被害児童等に対する適切な対応
- 被害少年の支援



(出典)警察白書(平成 26 年)

- 都道府県警察の少年相談窓口  
<http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>  
 (出典)犯罪被害者白書(平成 24 年版)

- 少年相談の受理件数

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
受理件数	74,850 件	67,391 件	66,113 件	65,125 件

- ② 啓発活動の推進等

- 児童買春事件の送致事件に係る被害児童数

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
被害児童数	741 人	619 人	471 人	462 人

- フィルタリング等利用率の推移

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用率	59.6%	59.7%	63.5%	55.2%

- 出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する被害児童数の推移 (人)

		H22	H23	H24	H25
出会い系サイト	被害児童数	254	282	218	159
	児童買春	151	160	117	71
コミュニティサイト	被害児童数	1,239	1,085	1,076	1,293
	児童買春	214	176	182	226

(出典) 警察庁「平成 25 年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」により作成

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

エ 児童買春対策の推進

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>・文部科学省では、被害者を含めて児童生徒等の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置を推進するなど、学校における相談体制の充実を支援している。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>・児童買春対策の推進に資するものであったと考えられる。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>・平成 27 年度概算要求においても、学校における相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置に係る経費を要求している。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現エ 児童買春対策の推進**1 主な施策の取組状況**

児童買春等の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所等の対応を行い、必要に応じて心理的治療を行うなど、その心身の状況に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所等における相談体制等の充実を支援している。

**2 取組結果に対する評価**

児童相談所における性的虐待相談対応件数：計画策定時 1,350 件  
：平成24年度 1,449 件

「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第79号)が施行され、社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議による被害児童保護施策の定期的な検証・評価を実施することが明記されたことを踏まえ、児童買春・児童ポルノ被害児童の保護施策の検証・評価については、平成26年9月1日の社会保障審議会児童部会において、本児童部会で被害の現状等を議論いただくこととなった。

**3 今後の方向性、検討課題等**

引き続き当該施策を実施していく。

**4 参考データ、関連政策評価等**

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**

(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
オ「人身取引対策行動計画2009」の積極的な推進

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、関係法令を適切に適用し、児童が被害者となる人身取引対策の取締りを徹底している。</li></ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>児童が被害者となる人身取引事犯に対して、厳正な対応を行った。</li></ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>今後も引き続き、児童が人身取引事犯の被害者とならないよう、関係法令を駆使し、厳正な取締り及び被害児童保護に努めていく。</li></ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>○ 人身取引事犯の検挙状況等</p> <p>平成25年 人身取引被害者17名中児童3名 平成24年 人身取引被害者27名中児童2名 平成23年 人身取引被害者25名中児童0名</p> <p>(出典) 一部「平成25年中における風俗環境の現状と風俗関係事犯の取締り状況」により作成</p>

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第3分野 男性, 子どもにとっての男女共同参画(施策名) 3 子どもへの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
オ 「人身取引対策行動計画 2009」の積極的な推進

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>・法務省入国管理局では、人身取引が重大な人権侵害であるとの認識の下、児童を含む被害者に対しては、関係機関と連携して適切な保護措置を講ずるとともに、被害者の立場を十分配慮しながら、本人の希望等を踏まえ、被害者が在留資格を有している場合には、必要に応じて在留期間の更新や在留資格の変更を許可し、被害者が不法残留等の出入国管理及び難民認定法違反の状態にある場合には、在留特別許可を付与するなど、被害者の法的地位の安定を図っている。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>・「人身取引対策行動計画 2009」策定以後、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」における進捗状況のフォローアップ等を通じ、関係府省庁と連携して、施策の着実な推進を図っており、第3次男女共同参画基本計画の要請を満たしている。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>・人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているとの指摘もあり、人身取引の被害が表面化しにくくなっているとも考えられることから、入国管理局では、今後更に関係府省庁と連携し、人身取引対策を強化するとともに、被害者の保護等に積極的に取り組んでいく。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p>

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
カ 安心して親子が生活できる環境づくり

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <p>①世代を超えた貧困の連鎖の防止</p> <p>(ア) 子供の貧困問題への対応については、「子ども・若者育成支援推進法」(平成 21 年法律第 71 号)に基づく大綱(「子ども・若者ビジョン」(平成 22 年 7 月))に盛り込まれた、経済的困難を抱える家庭への支援、ひとり親家庭への支援、世代を超えた貧困の連鎖の防止及び状況把握等に係る施策の実施状況について、子ども・若者育成支援施策の実施状況に関する年次報告においてフォローアップを行うとともに、「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」において点検を行った。</p> <p>(イ) 平成 25 年 6 月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とした、議員提出による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 64 号)が成立し、平成 26 年 1 月に施行された。さらに、同年 8 月には、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。</p>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <p>①世代を超えた貧困の連鎖の防止</p> <p>上記(ア)の推進を図ってきたところであるが、依然として我が国の子供の貧困の状況は先進国の中でも厳しい状況にある。こうした事情等を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定されるに至り、同法に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定した。</p>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <p>①世代を超えた貧困の連鎖の防止</p> <p>上記(イ)のとおり、平成 26 年 8 月に策定した同大綱は、「貧困の世代間連鎖の解消」や「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指すこと」を目的・理念に掲げ、今後 5 年程度を見据えた当面の重点施策を取りまとめたものである。</p> <p>特に、学校と地域の連携による学習支援、教育費負担の軽減、学校と福祉の連携、保護者の学び直しの支援などの施策を推進しつつ、中長期的な視野も持って継続的に取り組み、施策の実施状況等を検証・評価しながら、子供の貧困対策を推進していくこととしている。</p>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <p>①世代を超えた貧困の連鎖の防止</p> <p>○子供の貧困率 平成 21 年：15.7%→平成 24 年：16.3% (厚生労働省「国民生活基礎調査」)</p> <p>○小学生・中学生に対する就学援助率 平成 22 年度：15.28%→平成 24 年度：15.64% (文部科学省「要保護及び準用保護児童生徒数について」)</p> <p>○大綱では、子供の貧困対策を総合的に推進するに当たり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため、子供の貧困に関する 25 の指標を設定している。(別紙参照)</p>

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
カ 安心して親子が生活できる環境づくり

## 1 主な施策の取組状況

・世代を超えた貧困の連鎖の防止について、文部科学省では、市町村が経済的に就学困難な学齢児童生徒の保護者に行う就学援助事業の助成を始め、初等中等教育段階、高等教育段階それぞれにおいて教育費の負担を軽減するための取組を行っている。

高校生等においては、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するために、平成22年度から、公立高校の授業料無償制及び私立高等学校等に係る就学支援金制度を開始した。また、低所得者支援の充実と公私間格差是正といった課題の改善を図るため、平成25年に制度改正を行い、平成26年度の入学生から所得制限を導入し、所得制限で捻出された財源によって、私立高校の低所得世帯に対する就学支援金の加算の拡充を行うとともに、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、低所得者世帯の生徒を対象に返済不要の「高校生等奨学給付金」を新たに創設した。

また、いじめや不登校、児童虐待等、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材によるサポート体制の構築のため、国と地方公共団体等が共同して実証的研究を実施した。

さらに、平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に策定し、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとしている。

・障害のある子どもへの対策の充実について、文部科学省では、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害の状態等に応じ、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導等において、特別の教育課程の編成や少人数学級の編制、特別な配慮をもって作成された教科書、専門的な知識経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して、適切な指導及び支援を行う特別支援教育を推進している。

## 2 取組結果に対する評価

・世代を超えた貧困の連鎖の防止について、高等学校等段階においては、高等学校等における家庭の教育費負担の軽減を図り、真に公助が必要な方への支援を可能にするものであり、教育の機会均等の確保に重要な役割を果たしている。

高等教育段階においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き、授業料減免や独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業等による修学支援を推進する必要がある。

・障害のある子どもへの対策の充実について、平成26年1月に我が国が批准（平成19年9月署名）した「障害者の権利に関する条約」及び、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」等も踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のため、障害のある児童生徒への「合理的配慮」の充実や早期からの教育相談・支援の充実、教職員の専門性の向上等、特別支援教育の充実のための各種事業を実施しているほか、いわゆる通級指導等、特別支援教育の充実のための教員の加配措置や、障害のあ



る子供の学習活動上のサポート等を行う「特別支援教育支援員」の配置にかかる地方財政措置等を講じており、これらの取組は計画の目標達成に資するものであったと考えられる。

### 3 今後の方向性、検討課題等

・世代を超えた貧困の連鎖の防止について、義務教育段階においては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、市町村が就学援助を実施している。就学援助については、国庫補助事業の実施や、市町村が行う就学援助の取組の参考となるよう、国として就学援助の実施状況等を定期的に調査し、公表するとともに、「就学援助ポータルサイト（仮称）」を整備するなど、就学援助の適切な運用、きめ細かな広報等の取組を促し、各市町村における就学援助の活用・充実を図る。

高等学校等段階においては、平成 26 年度から導入された新高等学校等就学支援金制度については、制度の円滑な実施を図るため、都道府県・学校・生徒などの関係者に対して周知の徹底を図ることとしている。また、「高校生等奨学給付金」については、更なる低所得世帯への支援の充実を図る。

高等教育段階においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や大学等奨学金事業等の充実・拡充などにより、修学支援を推進する。

・障害のある子どもへの対策の充実について、引き続き、インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の充実に努める。

### 4 参考データ、関連政策評価等

○高等学校等進学率

男：97.7%（H21）→98.1%（H26）

女：98.2%（H21）→98.7%（H26）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

○生活保護受給世帯の高校進学率

87.5%（H22）→89.9%（H25）

（出典）厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 25 年 4 月 1 日現在）

○高等学校等の全在籍生徒のうち、私立高校への在籍割合

男：30.2%（H21）→31.6%（H26）

女：29.4%（H21）→30.7%（H26）

（出典）文部科学省「学校基本調査」

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について****(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画****(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
カ 安心して親子が生活できる環境づくり****1 主な施策の取組状況**

- ・子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児初期救急センターや小児救急医療拠点病院、小児救命救急センター等の整備を支援することなどにより、小児救急医療を含め、小児医療の充実を図っている。
- ・身近な地域で支援を受けられるようにする等のため、平成24年4月から知的障害児施設等の障害種別に分かれていた施設体系を障害児通所支援と障害児入所支援にそれぞれ一元化している。
- ・学齢期における支援の充実を図るために「放課後等デイサービス」を、集団生活への適応を支援するために「保育所等訪問支援」の創設等を行っている。

**2 取組結果に対する評価**

- ・常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数  
計画策定時：342地区 最新値：341地区(※1) (平成23年度) 成果目標：全小児救急医療圏
- (※1)平成23年度は、常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数は341地区あり、全小児救急医療圏の95%である(計画策定時は、全小児救急医療圏の94%)。地区数が計画策定時から減少しているのは、地区の統合によるものである。
- ・平成24年4月から平成26年4月にかけて、障害児通所支援の事業所数は31.9%、利用者数は30.2%増加しており、着実に整備が進んできている。

**3 今後の方向性、検討課題等**

- ・平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、都道府県に医療提供体制整備のための地域医療介護総合確保基金を創設することとしている。都道府県は、小児科医等の医師確保等にこの基金を活用していただくこととしており、常時診療体制が確保されていない小児救急医療圏においても地域の実情に応じて効果的に小児救急医療の充実を図ることとしている。
- ・また、小児初期救急センターや小児救命救急センターの運営費などの事業に対する支援を行い小児救急医療体制整備の充実を図る。
- ・障害のある子どもが、身近な地域で安心して生活できるよう、引き続き取組を推進する。

**4 参考データ、関連政策評価等**

小児救命救急センター数：全国8か所(平成26年4月現在)

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について****(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画****(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現****キ 社会全体で子どもを支える取組**

<p><b>1 主な施策の取組状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「カエル！ジャパン」キャンペーンの実施 仕事と生活の調和について、社会全体での取組を推進するための国民運動を一層効果的に進めるため、「カエル！ジャパン」というキーワードのもと、シンボルマーク・キャッチフレーズを策定し、ホームページ、シンポジウム、各種資料において活用することにより、運動全体を統一的に推進している。 また、仕事と生活の調和ポータルサイトにおいて、国の施策、調査・研究、各主体の取組、「カエル！ジャパン」キャンペーンやメールマガジンなど仕事と生活の調和に関する様々な情報を発信している。</li> <li>男性にとっての男女共同参画シンポジウムの開催 男性にとっての男女共同参画に対する理解を深め、男性の地域・家庭等への参画を促進するため、男性にとっての男女共同参画シンポジウムを開催した。</li> </ul>
<p><b>2 取組結果に対する評価</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>男性の育児休業取得率や6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間等が上昇基調にあることなど、取組の裾野は広がりつつある。しかしながら、男性の家事・育児参画等の取組状況は成果目標には及ばず、依然として低水準となっている。 これらの背景には、男性の固定的性別役割分担意識や長時間労働の問題があると考えられ、現状を打開するため、こういった意識の解消と、働く本人だけでなく経営者や管理職が働き方改革の取組を進める必要がある。</li> </ul>
<p><b>3 今後の方向性、検討課題等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、シンポジウムの開催等を通じて、男性・子どもにとっての男女共同参画の理解を促進し、取組の裾野の拡大と深度化を図る。</li> </ul>
<p><b>4 参考データ、関連政策評価等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男性の育児休業取得率〔厚生労働省（雇用均等基本調査）〕 1.72(H21)、1.38(H22)、2.63(H23)、1.89(H24)、2.03(H25) 単位：％ 成果目標 13(H32)</li> <li>○ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間〔総務省（社会生活基本調査）〕 48(H13)、60(H18)、67(H23) 単位：分 成果目標 2時間30分</li> </ul>

## 第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
キ 社会全体で子どもを支える取組

## 1 主な施策の取組状況

・文部科学省では、未来を担う子供たちを健やかに育むため、学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを推進する「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」を実施している。

## 2 取組結果に対する評価

・「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の実施か所数は例年増加している。  
また、平成 26 年度からは、新たに「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」を開始し、子供たちの土曜日等の教育環境の充実を図っている。  
さらに、女性の活躍促進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の整備を計画的に進めるため、「放課後子どもプラン」を廃止し、新たな「放課後子ども総合プラン」を、厚生労働省・文部科学省連名で平成 26 年 7 月に策定した。

## 3 今後の方向性、検討課題等

・第 2 期教育振興基本計画に基づき、「全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築」するため、引き続き、学校支援地域本部などの取組を推進していく。  
・今後は、「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成 31 年度末までに、全小学校区（約 2 万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち 1 万か所以上を一体型として実施を目指す。

## 4 参考データ、関連政策評価等

## ○学校支援地域本部の実施

(平成 22 年)	2、540 本部	(平成 23 年)	2、659 本部	(平成 24 年)	3、036 本部
(平成 25 年)	3、527 本部	(平成 26 年)	3、764 本部		

(出典) 文部科学省調べ

## ○放課後子供教室の実施

(平成 22 年)	9、280 か所	(平成 23 年)	9、733 か所	(平成 24 年)	10、098 教室
(平成 25 年)	10、376 か所	(平成 26 年)	9、672 か所		

(出典) 文部科学省調べ

## ○地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業（平成 26 年度・新規）の実施

(平成 26 年) 4、780 校  
(出典) 文部科学省調べ

**第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について****(分野名) 第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画****(施策名) 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現  
キ 社会全体で子どもを支える取組****1 主な施策の取組状況**

・次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）を平成20年に改正し、2011（平成23）年4月1日から一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）の策定・届出等が義務となる企業を、常時雇用する従業員数301人以上企業から101人以上企業へ拡大した。

また、次世代法は2014（平成26）年度末までの時限立法であるが、同法の有効期限の10年間の延長、新たな認定（特例認定）制度の創設等を内容とする改正法案を第186回通常国会に提出し、2014年4月16日に成立した。

・これを踏まえ、認定基準・行動計画策定指針の見直しについて労働政策審議会において議論を行い、平成26年9月24日に改正次世代法施行規則案要綱及び行動計画策定指針案要綱について諮問及び答申が行われたところ。これらを含め、改正法の円滑な施行に向けた取組を進めていくこととしている。

・認定制度及び認定マーク（くるみん）の認知度を高めるため、認定企業の取組事例や認定を受けるメリット等を積極的に紹介するとともに、次世代法に基づく認定を受け、くるみんを取得した企業は、認定を受ける対象となった行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日まで期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却を可能とする税制上の措置（くるみん税制）が平成23年6月30日に創設されている。当初平成23～25年度の3年間の措置であったが、平成26年3月31日に公布、同年4月1日に施行された「所得税法等の一部を改正する法律」により、適用期限が平成26年3月31日から平成27年3月31日まで1年間延長されている。

・子育て世帯に対する現金給付については、平成24年3月に成立した「児童手当法の一部を改正する法律」により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同年4月から新しい児童手当制度が施行されている。

**2 取組結果に対する評価**

・次世代育成支援対策推進法施行状況（平成26年8月末現在）

- 一般事業主行動計画届出状況 規模計 66,140社
- |                |         |             |
|----------------|---------|-------------|
| 101人以上企業       | 46,290社 | (届出率 97.5%) |
| 301人以上企業       | 14,541社 | (届出率 97.8%) |
| 101人以上300人以下企業 | 31,749社 | (届出率 97.4%) |
| 100人以下企業       | 19,850社 |             |
- 認定企業 1,951社

**3 今後の方向性、検討課題等**

- ・家庭等の生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした、児童手当を支給する。
- ・改正次世代育成支援対策推進法に基づく企業の働き方の見直しを進めるために、認定及び特例認定の取得を促進する。このため、認定制度及び特例認定制度の認知度の向上を図る。

4 参考データ、関連政策評価等